

## 国に私学助成の拡充を求める意見書

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしている。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されている。

2010年度から実施され2014年度に加算支給額と対象世帯を拡大した就学支援金制度と2014年度から実施された「奨学のための給付金」により学費の公私間格差は一定程度是正された。さらに今年度からは国による私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助制度が新設された。

しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても全国平均で年額初年度納付金60万円、入学金を除いて44万円と高額な負担が残る。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る学費の自治体間格差も存在している。この格差をなくしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められる。

OECD諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷している。2017年度は「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の2013年度附帯決議に基づいて「就学支援金制度」の見直しが行われる年である。未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金を拡充させる議論が求められる。同時に、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上を図るために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところである。

よって、本市議会は、国に対し、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月18日

内閣総理大臣  
財務大臣殿  
総務大臣  
文部科学大臣

座間市議会議長 京 免 康 彦